

## 第2セッション

報告

### 残留か帰国か

#### 2011年大洪水が 外国人労働者に与えた影響

竹口 美久

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程

私の研究テーマはタイにおける外国人労働者です。今日はそのなかから洪水に関係がある話ができたらと思います。私の報告は現地レポートに近いかもしれませんが、どうぞよろしく願いたします。

今日のテーマは「災害が映す地域のかたち」だと聞いています。自分の研究関心である外国人労働者を取りあげて、平時には見えにくかったこと、または見えていたけれども見えないふりをしてきたことについて考えたいと思います。

報告する内容は一つだけです。2011年洪水に対して外国人労働者がどのような行動を選択したのか。タイ国内でのメディアにおける取りあげられ方に着目するとともに、洪水の浸水被害がおさまりはじめたところに何が起こったのかについても目を向けて報告いたします。

先取りしてお話すると、浸水の被害がおさまりにかけたところに、タイ国内にとどまっていた外国人労働者、そして出身国に一度帰国した外国人労働者が入り乱れての一斉復職が起きました。しかもそれは、タイ人にくらべてかなり簡単だったと言えます。そこから、2011年洪水を経験したことでより鮮明になった課題の一つとして、タイにおける外国人労働者の問題があるのではないかということ、本報告の結論として述べたいと思います。

本報告で扱う外国人労働者は、「CLM諸国労働者」とよばれる人たちに限定します。CLMとは、タイと陸続きに国境を接するカンボジア、ラオス、ミャンマーの頭文字をとったものです。一般には、タイで外国人が就労する場合、入国管理法と外国人労働法において合法であることが求められます。もちろん、タイに限ったことではありませんが、そのどちらも満たさない不法労働者も存在します。

タイが特殊なのは、外国人労働者のなかに合法、不法のどちらにも分類されない労働者が存在することです。彼らは入国管理法上の不法入国あるいは不法滞在でありながら、労働許可証を得ることで就労の権利を手に入れた人びとで、合法労働者と不法労働者の中間的な存在として半合法労働者とよびます。

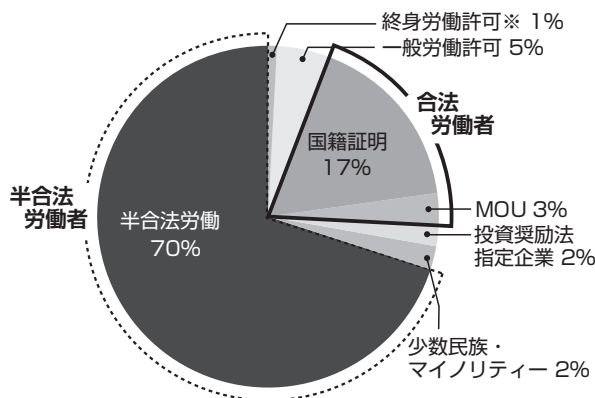
この半合法労働者たちは、内務省に住居登録をすることで、入国管理法上の不法性を問われないことになっています。ただし、不法性が阻却されるわけではありませんので、「一時的にタイにいることを許された特別な人びと」という位置づけで、つねに強制送還の対象となりうる人たちだと言えます。

#### ■ CLM諸国労働者をめぐる制度の変遷と 洪水被害地域における登録状況

実際にCLM諸国労働者がタイ国内にどのくらいいるのかを見ていただきたいと思います。資料3-1は、2010年に労働許可証を取得した外国人労働者の内訳を示したものです。グラフのうち実線で囲った部分は、CLM諸国出身の外国人労働者のうち合法労働者を示します。彼らはパスポートをもっていて、入国管理法上合法であり、かつ労働許可証を取得していますので、外国人労働法上も合法の労働者たちです。点線で囲んだ部分は、70パーセントを占める半合法労働者たちです。半合法労働者はCLM諸国出身者に限定されますので、外国人労働者の90パーセントがCLM諸国出身者であることがわかります。

次に、CLM諸国労働者がどのように就労するかについて、制度のことを説明します。1980年代後半から、CLM諸国労働者がタイに多く流入することになります。タイ政府が実際に制度を創設して彼らを管理しはじめたのは1992年です。1992年から現在まで、従来の合法労働者、不法労働者という分類に加えて、一時的な滞在と就業を例外的に認められる存在である半合法労働者があります。

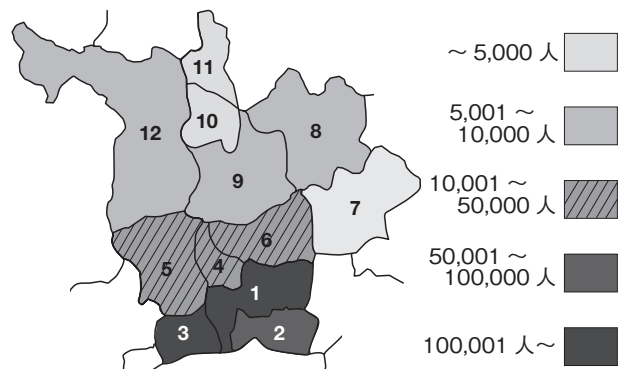
2012年からは半合法労働者という範疇を撤廃して、タイ政府の就労ビザと労働許可証を取得した合法労働者



※革命団布告第 322 号 (1972 年) に基づいて発行された。  
職種を変更しない限り、続けての就労が可能。

資料3-1 2010年度労働許可証取得者

出所:労働省雇用局発表データ(2010)をもとに報告者作成



資料3-2 浸水地域にいた外国人労働者  
出所:労働省雇用局発表データ(2010)をもとに報告者作成

働者のみが就労を認められることとなっていますが、2007年から2012年までは、合法労働者と不法労働者、そして半合法労働者が入り乱れる状態になっています。

今回の洪水で浸水した地域に、外国人労働者とよばれる人たちがどれほどいたのかについてお話しします。資料3-2は、バンコクとその近県で浸水の被害が大きかった地域に登録していた外国人労働者数です。バンコク、サムットサーコーン県に外国人労働者が多いことがわかります。また、アユタヤ、パトゥムターニー、ナコンパトムなどの県にもかなりの数の外国人労働者が登録されています。

ここからは、実際に洪水のときに彼らがどのような行動をとったかについてお話しします。洪水の際に外国人労働者がとった対応は、大きく分けて二つあります。それが帰国と残留です。

### ■ 出国の安全保障と金銭的余裕の欠如、復職の必要性が、残留を選ぶ理由

残留を選ぶ要因は三つあります。まず、出国後の安全を保障するものが何もないこと。それから、金銭的余裕がないこと。三つめに、水が引いたあと一日も早く復職したいということです。

出国に関して、タイの入国管理局員が、出国前の労働者を書類の有無にかかわらず逮捕・収監したと報じられていました。実際には、合法労働者として登録していると、タイから国外に出ることが権利として認められるわけですが、それでも逮捕されたというインタビューなども見られました。

また、半合法労働者として登録した場合には、登録を行なった県外に出ることが禁止されています。たとえばバンコクで登録した人は、隣の県には行けないわ

けです。ですから、バンコク都から脱出しようとした外国人労働者は、県境で入国管理局員または警察に捕まって収監されることが多かったということがあります。これはとくにNGO団体や「ミャンマー労働者の権利を守ろう」という趣旨で設立されたウェブサイト、もしくはそれに準ずるような報道機関などが多く報道していたことです。

次に金銭的余裕のなさの問題です。モーチャットというバンコクの北にある大きなバス・ターミナルから出る国境行きのバスがたくさんあると報じられていました。タイからミャンマーまでの移動には平均で約2,500バーツかかります。国境行きのバスが充分にあるということは、実際にそのバス・ターミナルからバスに乗って国境に向かった人たちが少ないことを示しています。もしくは、国境には行ったけれども、正規のバスを使わずになんらかの方法で国境まで行き、国境を越えた人たちが多かったと言えます。

三つ目に、外国人労働者の多くは日払いもしくは週払いで給料を受け取ります。働いたらすぐにお金を得られる。そのため自転車操業のような生活をしている人が多いと言えます。貯蓄があまりないので、タイに残ってなるべく早くお金を稼ぐ必要がある。だから帰らないという人たちが多かったようです。

### ■ 残留を選ぶための三つの要件は満たされていたのか

残留に際して何が重要になるかと言いますと、一つ目が生活できるか、収入獲得の手段があるかということです。多くの場合なしとってよい状況でした。貯えがあるか、または頼れる親類や友人がいなければ、帰国しなければいけない。しかし、帰国するにもお金

がかかるから帰れない。そのために、NGOやタイ赤十字などの支援団体からの物資が頼りになっているという状況でした。

また、生活がたちゆかなくなって帰国ができない、早く働きたいからタイにいたいという人たちのなかには、浸水を免れた地域に住んでいる友人宅などに身を寄せて、浸水被害がおさまるのを待っていた人が多いようです。

二つ目に、半合法労働者がタイ国内の避難所に避難していたかどうかの問題です。調べてみると、これはすごく少ない。テレビを中心に「〇〇の避難所が外国人労働者を何人受け入れた」とか「〇〇寺は外国人労働者の避難所になっている」という報道が目立ちました。しかしながら、報道される数は400人から500人ほど、多くても1,000人ほどですので、絶対数として避難できた人たちは少なかったと言えます。

三つ目に復職についてですが、浸水被害がおさまったあとの復職は、職を選ばなければタイ人以上に簡単だったと言えます。その理由の一つは、合法労働者は雇用主を変えることは原則認められていないとされていますが、合法的な地位を失ってでも職につきたいということで、働き口を探す人が多かったことにあると考えられます。その手法は友人のつて、紹介、口コミであることが多いようです。

それから、職業の棲み分けとも言える現象が起こっています。CLM諸国出身の労働者たちはいわゆる3K労働に従事しており、2010年の統計では、もっとも多いのが家事労働者で、次が農業および畜産業、3番目が建設業です。これらの職種はきつくてつらい仕事だということで、タイ人が忌避する傾向が強いと言われている職種です。

写真は支援物資を受け取る人びとの様子です。2階、3階建ての建物で1階部分は浸水しているけれども2階や3階に避難することで難をしのいだ人たちがこの地域に多かったために、NCCMというキリスト教系団体は、毎週のように船と車で支援物資を運んでいました。

### ■ 帰国を選ぶ理由は、洪水への恐怖と 方途の欠如、越境が容易だという認識

続いて、帰国を選んだ場合です。帰国を選んだもっとも大きな理由は「洪水が怖い」、それから「なにがどうなるかわからないから心配だ」というものです。「仕事もないし、5日も家が浸水している。この先どうなるかわからないので帰る」という話もありました。こ



支援物資を受け取る人びと(2011年11月7日)

こで注目していただきたいのは「仕事がないし」というところです。「仕事があれば浸水していても帰らない」という人が多いと言いかえることができます。仕事が無くなれば、浸水している家にいることになるし、この先水が増えるのか減るのかわからない。だからとにかく帰るといことになります。

2番目に多い理由としては「残留のすべがない」、  
「貯金もないし、頼れる人もいない」というものです。お金もないのにどうやって帰国できるのかというと、正規のバスに乗って帰るのではなく、ブローカーを使って帰ります。ブローカーに支払うお金は、自国の家についてから後払いが可能ですので、とにかくブローカーに連れて行ってもらって帰国する人が増えていました。ちなみにブローカーに支払う金額は、4,000バーツから5,000バーツほどです。

正規の方法を取らずに帰る人たちの多くは、お金がないということもありますが、そもそもタイ国内で不法に就労しているために、正規のバスに乗って帰ると国境や県境にあるチェック・ポイントを抜けられないという理由があります。洪水のあいだには、タイの入国管理局や警察が洪水で困っている外国人労働者を逮捕・収監したというような、タイ当局を悪く書くような記事もありました。

次に、大事なことですが、帰国がそもそも簡単であるという認識をもっている外国人労働者がとても多いことがあります。「お金はかかるけれども、県境まで捕まらずに行ける方法を知っている。たとえ捕まっても、国境の県であればその日のうちに国境を越えることができる」と話す労働者に何人も出会いました。

というのは、たとえば朝、国境の県で捕まって入国管理局に連れて行かれるとします。そこで、自分はどこそこのだれで、父親と母親の名前はこれだという書類を書きますと、そのまま入国管理局が強制送還「し



トラックで国境付近まで行き、国境の川を渡るボートで強制送還される人びと



出所: the Irrawady

てくれる」のです。「捕まっても簡単に帰ることができるから、お金がなくても強制送還扱いにしてもらて帰る」という人たちもいます。

三つ目の理由で帰る人たちの多くは、何度もタイと出身国との出入国をくり返している人たちが多です。たとえば、これまで3回タイに就労目的で入っていますが、一度も労働許可証を取ったことはなく、「この先も取るつもりはない」と話す人もいました。

### ■ 半合法労働者が選ぶ帰国手段と再入国の方法

帰国の際に問題になることの一つ目が、帰国手段です。先ほど申しあげたように、ブローカーを介して夜逃げ状態で帰る人たちが多くいました。「メーソットでは、1日にすくなくとも3台のピックアップ・トラックが国境を越えた。それぞれ約50人を乗せてきた」という話もありました。ブローカーの車で帰ったとも言われますが、強制送還で送られる人びとについて述べたともとれ、どのような手段で帰った人びとのことなのかは定かではありません。ちなみに、合法労働者としてきちんと登録しパスポートを持っていれば、正規の方法で自分の国に帰ることに何の問題もありません。

ブローカーを介して帰ることの安全性については、ブローカーと地元警察との話し合いが事前に行なわれているため、捕まることはほとんどないそうです。

再入国に関しては、お金を払えば簡単に戻ってこられます。何度も出入国をくり返している人が多くいます。たとえば、ミャンマーの自宅から戻ってくるときに1万4,000バーツ払ったと話してくれたある女性は、タイから帰るときに4,000バーツ支払いました。タイから帰るよりもミャンマーから入ってくるお金のほうが高額になるわけですが、それでもそのお金を工面できれば、入ってくることは簡単だということになります。

不法入国以外の方法としては、合法労働者として再

入国することはもちろん可能です。合法労働者としてタイ国内に入る場合には、入国前に自国の政府の労働省が許認可を与えている企業を通してパスポートを作る。それから保険に加入する。タイの労働許可証を取得するなどの一連の手続きをへてからタイに入ってくることになります。

帰国を選んだ人たちの多くが、半合法労働者もしくは不法労働者であったことを考えますと、合法的な手段で再入国しようという人が少ないということになりそうです。

強制送還もたしかに存在します。そしてある意味では確実に帰国できる手段です。問題は、強制送還の対象になった労働者にお金がない場合です。その場合は収監されます。収監の日数で1日につき何バーツと決まっています、たとえば保釈金が2,000バーツとしたら、1日400バーツと計算して、5日間拘留されたら帰っていい、強制送還するというように、お金がない場合にもある程度の期間をへれば自国に帰ることができるわけです。

写真は実際に強制送還される人びとの様子です。おそらくこれくらいの車だと50人弱は乗れるのではないかと思います。川まで行って、ボートに乗って国境を越えます。国境を越えたらタイの仕事は終わりですので、そのままどこにでも行けることになります。国境を越えることが簡単だということを、写真からイメージしていただけたら幸いです。

### ■ 雇用者による軟禁状態にあって帰国か残留かの選択すらできない状態も

帰国にともなってもっとも問題になるのは、ブローカーへのアクセスがあるかどうかです。それから、規模の小さい工場などでありがちなのが、雇用主による軟禁状態です。こうなると、帰国するのか残るのかという選択すらできず、どんどん水かさが増していく住

居で待っているというような状態になります。

実際に、先ほど死因の話が出ていましたが、ニュースを見ていても内容がわからないので水がいつ来るかわからない。家は平屋というか小屋ですから、避難する場所もない。雇用主も外に出してくれないというので、どんどん水かさが増えて電源がショートしたために感電死した人がいたことも、人権団体などが取りあげていました。

お金についてですが、帰国に関するお金は先ほど話したように後払いが可能ですので、自分の家にお金があれば、それほど大きな問題にはなりません。

### ■ 洪水後の外国人労働者をめぐる状況の変化

緊急の事態である洪水が発生したときに外国人労働者が選べる道は、残留か帰国かの二つです。残留するときに大事になるのは、お金、寝食が確保できるのか、避難できる場所があるのか。それから、水が迫ってくる情報や自分が働いている工場が再開される情報など、情報がどれだけ入ってくるのか。帰国する場合には、旅費が工面できるか、ブローカーにアクセスする道があるのかどうか。この二つになります。

復職の難易は、残留と帰国とで大差ありません。もともと職は棲み分けられていますし、雇用主が変わることは外国人労働者にとって日常茶飯事でした。元来職探しというのは、友人や親類のネットワークで探していたので、水が引いたあとまずはすぐに帰ってきた。早い者勝ちという状況はありますが、帰ってきた順から職を探して戻るといことが行なわれていました。

不法労働者に関しては統計に出てこなくてわからないのですが、合法労働者と半合法労働者に関しては実数が把握できます。2011年11月の段階で、合法労働者が約69万、半合法労働者は125万登録していました。それが、浸水の被害が去って帰国していた人たちがほとんど戻ってきたであろうと思われる2012年3月になると、合法労働者の登録数が約70万人、それから半合法労働者が約89万人になっています。

半合法労働者が減っているのは、登録をする者が減ったということも考えられますが、制度が過渡期にあって、半合法労働者として登録している人たちの合法化が進められていた時期であることを考えますと、合法労働者として登録を完了する人が増えたのではないかと考えられます。

実際に、合法労働者は2011年11月から2012年3月までで約12万増えていますので、これらすべてが新し

く合法で入ってきたというよりは、タイ国内でもともと半合法労働者の地位をもっていたけれども、合法化のプロセスをきちんと終え、晴れて合法労働者となった人たちが多かったと考えられます。

### ■ 2011年洪水が明らかにした外国人労働者制度崩壊の危機

本報告のタイトルは「2011年大洪水が外国人労働者に与えた影響」としてしていますが、実際に大洪水が外国人労働者に大きな影響を与えたとは言えないのではないかと考えます。もちろん短期的には帰国したり残留したり、どうやって食べていくのかという困難な状況に置かれたことはたしかですが、振り返ってみますと、帰国した場合でも、復職できなかった人は少ないですし、数の面で見ても外国人労働者が激減したということはありません。

今回の洪水はむしろ政府にとって大きなインパクトをもたらす出来事だったのではないかと考えます。というのも、外国人労働者政策の移行期にあったこの時点で洪水が起これば、政府としては不法労働者を追い出すよい機会になります。一度追い出して水際の管理を徹底することで、不法労働者もしくは半合法労働者として新たに入ってくる人びとをシャット・アウトすることを期待したのではないかと考えます。しかしながら、政府の目論見は見事に失敗します。すぐに再入国してくる人たちが多く、帰国者はそもそも不法滞在、不法就労だったので、その人たちが戻ってきたとしても数に現れず、タイ政府が捕捉しきれなかったと考えられます。

もう一つ、タイ経済にとって彼らの労働力はなくてはならない存在ですので、これからどうしていこうかという意味で、タイ政府にとって大きなインパクトを与える出来事だったのではないかと考えます。以前からタイ国内で問題とされていた外国人労働者ですが、2011年の大洪水という経験をへることで、制度崩壊の危機に瀕しているという事実を政府は突きつけられるかたちになったのではないかと思います。2011年大洪水は、現代タイにおける外国人労働者問題がより鮮明でより大きいものであることを明らかにした出来事だったのではないのでしょうか。